

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「規則」を「規程」に改める。

第9条第1項中「平成15年条周南市条例第173号」を「平成15年周南市条例第173号」に、「規則」を「規程」に改める。

第10条中「除外施設」を「除害施設」に、「規則」を「規程」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 除害施設の新設等の工事を行う場合において、管理者が除害施設の工事に
関し技能を有すると認めた者が行うとき。
- (2) 災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法
（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含
む。）の指定を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると
認めるとき。

第11条第1項中「規則」を「規程」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第8条 排水設備又は除害施設の新設等を行おうとする者は、<u>規則</u>で定めるところにより、申請書及び必要な添付書類（以下「申請書等」という。）をあらかじめ管理者に提出し、その計画内容について確認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第8条 排水設備又は除害施設の新設等を行おうとする者は、<u>規程</u>で定めるところにより、申請書及び必要な添付書類（以下「申請書等」という。）をあらかじめ管理者に提出し、その計画内容について確認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(新規使用者の許可)</p> <p>第9条 周南市農業集落排水事業分担金徴収条例（<u>平成15年条周南市条例第173号</u>）第5条に掲げる者（以下「新規使用者」という。）は、<u>規則</u>で定めるところにより、前条の確認を受ける前に排水施設の使用について管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(新規使用者の許可)</p> <p>第9条 周南市農業集落排水事業分担金徴収条例（<u>平成15年周南市条例第173号</u>）第5条に掲げる者（以下「新規使用者」という。）は、<u>規程</u>で定めるところにより、前条の確認を受ける前に排水施設の使用について管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第10条 第8条に規定する排水設備又は<u>除外施設</u>の新設等の工事及び前条に規定する排水施設の新設の工事（<u>規則</u>で定める軽微な工事を除く。以下「排水設備等の新設等の工事」という。）は、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、除害施設の新設等の工事を行う場合において、管理者が除害施設の工事に関し技能を有する</u></p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第10条 第8条に規定する排水設備又は<u>除害施設</u>の新設等の工事及び前条に規定する排水施設の新設の工事（<u>規程</u>で定める軽微な工事を除く。以下「排水設備等の新設等の工事」という。）は、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p>

現行	改正案
<p><u>と認めた者が行うときは、この限りでない。</u></p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第11条 排水設備等の新設等の工事を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に<u>規則</u>で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) <u>除害施設の新設等の工事を行う場合において、管理者が除害施設の工事に関し技能を有すると認めた者が行うとき。</u></p> <p>(2) <u>災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるとき。</u></p> <p>(排水設備等の工事の検査)</p> <p>第11条 排水設備等の新設等の工事を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に<u>規程</u>で定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>